

木村探元の京都における作画活動

山下 廣幸

はじめに

「木村探元日記」は、江戸時代中期の薩摩画壇を代表する狩野派の絵師木村探元が享保十九年九月から翌年五月にかけて上京し、この間の旅の様子や京都滞在中のできごとを記録した日記である。この日記の原本は現在所在不明で、名称が若干異なる写本が東京大学史料編纂所蔵「木村探元日記」、鹿児島市立美術館所蔵「木村探元上京日記」、無窮会図書館紳習文庫蔵「京都日記 木村探元」、鹿児島県立図書館蔵「木村探元上京日記」などとして存在している。

筆者は、『黎明館調査研究報告』（第十七集、二〇〇二年三月）において東京大学史料編纂所本、鹿児島市立美術館本を底本として「木村探元日記」の翻刻を試みたが、ここでは、探元の京都滞在中の作画活動、特に御用品制作の実態について考察してみたい。

探元の上京の目的は、近衛家からの招聘で、近衛家や禁裏御用の絵画を制作することであった。このため日記には絵の制作にかかる内容が多く含まれている。

また、近時近衛家に伝来したと思われる探元の作品を調査する機会を得た。近衛家に伝来した作品とこの日記の内容を照合することによって数少ない伝来の作品を紹介する。

探元の略歴

木村探元は八十九歳の生涯を通じ、多くの作品を残しているが、このほか書、茶道、華道、詩歌などにも優れた才能を発揮しており、当時の薩摩藩を代表する文化人として位置付けられている。探元の略年譜は、次のとおりである。

・ 延宝七（一六七九）年七月十八日 父木村時喜（空山）と市来氏の女を母として、鹿児島城下甲突川河畔（現鹿児島市平之町、平田橋左岸付近）に生まれる。幼名は金平といい、後に金左衛門と改める。

・ 元禄四（一六九二）年 十三歳の時に郷土の絵師小浜清兵衛常慶について画を学び、同八年には時員の雅号を使い、同十二年には守廣と号している。

・ 元禄十六（一七〇三）年 二十五歳の時に江戸に出て狩野探信守政（鍛冶橋狩野家二代）の門人となり、探信を通してその父探幽の画法を学んだといわれ、二年後の宝永二（一七〇五）年に帰国する。

・ 宝永四（一七〇七）年 二十九歳の時には、鹿児島城造作に際し、御対面所上段格天井や中段孝行ノ間敷舞台軒上などの絵を描いた。また、この年藩主島津吉貴から剃髪の名があり、探元の名を賜っている。

・ 正徳四（一七一四）年 琉球の江戸慶賀である掌翰史程順則が鹿児島に来航、藩主吉貴とともに江戸に登り東照大権現宮に参詣するが、

この時探元の作品に程順則が賛を入れている。

・ 享保十一（一七二六）年 島津吉貴夫人於須磨の方が伊勢大廟へ参宮の折り、側役伊集院権右衛門久盛、美代五郎兵衛清己などと共に供奉する。伊勢参宮後、京都に向かい近衛家において近衛家久卿に拝謁する。

・ 享保十九（一七三四）年 近衛関白家に呼ばれ、門人の押川元春（生没年不明）、能勢探龍（一七〇二～一七五五）と共に京都に赴き翌年四月末まで滞在する。この間法橋に叙せられ、近衛家や禁裏のために作品を描き、大貳の呼び名を賜っている。

・ 宝暦十一（一七六一）年 八十三歳の時には藩主島津重豪の命により絵を献上し、褒美として白銀を賜り、これをもとに三暎庵を造立した。

・ 明和四（一七六七）年二月二日 八十九歳で没し、松原山南林寺に葬られたが、この墓は大正九（一九二〇）年十月、鹿児島市小野の高加木に改葬されている。

木村探元日記にみる制作活動

日記の中で絵の制作に関する部分を中心に、主なできごとを抜粋すると次のとおりである。制作に関係する日の最初に太字でその日の制作活動の概要を記し、次に関係する日記の文章を引用してある。

享保十九年甲寅九月十四日（探元五十六歳） 鹿児島を出発

十月十二日 京都伏見着

十七日 ・ 京都留守居堀方右衛門と同道近衛邸に伺候し、諸大夫

村井右膳に面謁し着京の趣を言上する。

「今日殿下へ上京仕り候段、堀方右衛門殿同道にて参上仕り申し上げ候。則村井右膳殿出合われ候。

何か対談にて、追付諸大夫衆齋藤大蔵殿出合われ候て、私へ殿下より御誼の趣、先ず以て御国元御安全、入道様於須磨様弥御堅固御座なさるべくと御尋ね、並びに下拙事、このたび御用筋御頼み遊ばされ候処、上京仕り候段大儀に思し召し上げられ候。段々御用仰せ付けらるべきとの御事にて、」

二十二日 ・ 屏風の下絵用紙準備

「今日より御屏風の下書き紙出来候故、御座に罷出候。……」

二十三日 ・ 近衛家へ参上、奥書院において近衛関白家久卿に面謁、

渡部求馬に久し振りに会う。

「今日殿下へ参上仕るべき旨兼て村井右膳殿より申し来り候。……只今御目見仰せ付られ候間、罷出候様にとの事にて先ず万右衛門殿出られ候。奥書院にて候。御誼、このたび探元上ったに付けて何か世話であろう。追々私御目見、村井右膳殿奏者にて木村探元と披露……左候て元の座に罷帰り候処に渡部求馬殿出合われ候て、久々に逢い候由申され候。……」

二十四日 ・ 絵制作

「今日相勤め候て……」

廿六日 ・ 屏風の下絵制作

「今日御屏風下絵相調べ、終日相勤め候。……」

廿八日 ・屏風下絵制作

「今日終日御屏風下書き相調え候。」

廿九日 ・下絵制作、屏風用清書紙及び仮張りなどの準備

「今日終日下絵相勤め候。近衛様より御屏風の清書紙並びに仮張り等持たせられ候。」

十一月朔日 ・絵制作

「今朝終日相勤め候。」

二日 ・下絵制作

「今日終日下書き相勤め、」

三日 ・下絵制作

「今日終日下絵相調え候。」

四日 ・下絵を近衛家へ持参

「今朝下書き近衛様へ持参仕り候て、村井右膳殿を以て差し上げ候えと、御覧遊ばされ候ての儀と申し上げ候て、直ちに高尾山へ赴き候。」

五日 ・近衛家から呼ばれへ参上すると、屏風の下絵のできを褒められ、若干のお好みによる変更で清書を指示される。

「 御所より召し呼ばれ候に付て則参上仕り候えは、御覧に備え置き候御屏風の下書き皆々御褒美にて、少々御好みこれあり清書仕るべき由仰付られ候。」

六日 ・清書用紙を仮張りする。

「今日清書の紙皆々仮張りにのせ候。」

七日 ・屏風絵の清書

「 今日終日御屏風の絵清書仕り候。」

八日 ・清書

「今日終日清書相勤め候。」

九日 ・清書、近衛家からねぎらいの書簡及び鯛が届く。

「今日清書仕掛かり罷あり候処、近衛様より加治掃部殿、村井右膳殿より御誼の趣にて書き付け、寒気の節清書最中仕り大儀に思し召し上げられ候由御尋ね、御肴鯛二枚拝領仰せ付けられ候。」

十日 ・清書

「今日終日清書取り掛かり罷在り候。」

十一日 ・清書 [同断]

十二日 ・清書 [同断]

十三日 ・清書 [同断]

十四日 ・清書 [同断]

十五日 ・法橋位受領の内申、清書。

「 私官位仰せ付けらる筈に思し召し上げられ候。 先日申し入れ候探元法橋なるの儀職事へ申し出候間、聞き召さるべく候との趣なり。 罷歸り候て清書に取り掛かり申し候。」

十六日 ・清書

「今日終日清書相調え候。」

十七日 ・清書

「今日終日清書相調え候。」

十八日 ・清書

「今日終日清書相勤め候。」

十九日 ・清書

「今日終日清書相調え候。」

廿日 ・清書

「 終日清書に相掛かり候。」

廿一日 ・清書

「今日終日清書に相掛かり候。」

廿二日 ・清書

「今日も終日清書に取り掛かり候。」

廿三日 ・清書

「終日に清書に相掛かり候。」

廿四日 ・清書

「終日清書に相掛かり候。」

廿五日 ・清書

「今日も終日清書、」

廿六日 ・清書

「終日清書に相掛かり候。」

廿七日 ・清書、法橋勅許の沙汰がある。

「今日暫し清書に相掛かり候。 ゆるゆる咄罷在り候処、近衛様より村井右膳殿手紙到来、法橋勅許今晚にてこれあるべく候間、早々罷上り候様にとの事にて則罷上り候処、 今日法橋勅許にて候、めでたき事に候。」

晦日 ・清書

「今日暫し清書に相掛かり候。」

十二月朔日

・法橋の口宣案・宣旨拝領。屏風の下絵について関白から褒めの言葉がある。

「 さて、小形の廣蓋に口宣、宣旨入れられ候て、私近く召し寄せられ勅許めでたき由仰せられ候。 関白様御誂、法橋勅許なり滞りなくめでたき事に思し召し上げられ候。先日は御屏風の下書き御覧遊ばされ候処みなみな宜しくこれあり、別けて心を入れ候と細やかなる事に思し召し上げられ候。」

二日

・近衛家から明日参内するように連絡があった旨連絡がある。

「 近衛様より村井右膳殿手紙相添え禁裏様御用これあり候間、明巳刻参内仕り候様にと三沢壱岐守殿、小佐治阿波守殿、飯室勘解由殿より私へ書付参り候故御請け申し上げ候。」

三日

・禁裏から衝立の絵制作を命ぜられる。近衛関白から下書きに京都では珍しい図を指示される。

「 関白様御指図にて右膳殿同道禁中へ罷上り申し候て、御内玄関へ罷上がり候て申し上げ候処、追付壱岐守殿、阿波守殿出られ候て御奉行綾小路中納言殿、八條中将殿御書付相渡され御衝立の絵仰せ付けられ候。 尤も右の下書は京都において珍しき圖書

き申し候様にと関白様御指図遊ばされ候。」

四日 ・ 下絵制作

「終日下絵相勤め候。……」

五日 ・ 下絵制作

「終日下絵相勤め申し候。……」

六日 ・ 下絵制作

「今日も終日下絵相勤め候。……」

七日 ・ 下絵を近衛家へ持参する。

「今朝下絵近衛様へ持参仕り候。村井右膳殿へ差し上げ置き候。……」

八日 ・ 下書き五枚を禁裏へ持参する。また、衝立の絵を準備

して持参するように指示される。

「……近衛様へ罷上り候て今日村井右膳殿同道にて下書き五枚禁中へ持上り候て、小佐治阿波守殿へ取り逢い候て差し上げ候。八條殿へ差し上げ候処、天覧に備え候て相極め申すべく候間、御暇仕り候様にとの事にて退出仕り候。……御衝立相調え候節持ち上り候様にと仰せ付けられ候由にて八條殿へ御目に掛かり、直ちに別の蔵入口に参り候由にて御台所門にて別れ候。……」

九日 ・ 絵制作

「絵に取り掛かり候処、吉野の桜本坊出京にて堀氏へ見舞われ参会致し、絵書所へゆるゆる咄候。……」

十日 ・ 絵制作、近衛家から屏風絵の見分がある。

「終日絵相勤め候。昼時分木村内膳殿、堀氏へ関白様より御使参られ候。御屏風絵少し拝見申したき由申され候間、万右衛門殿書院へ出候て見せ申し候。……」

十二日 ・ 絵制作

「今日終日絵相勤め候。……」

十三日

・ 宮中に参上、衝立の絵についてはつく、千年草、ひかに木瓜、三山鳥、蘭を指示される。また、宮中用の下書き五枚を提出するが、三枚は返却されず。上卿職専用の絵二枚は宜しいとのこと、なかなしく寿の字福祿寿図は二幅対の中尊に適當であるのでその心得でいるように指示される。

「今日は禁裏御用下書き相極め候間、近衛様へ参上仕り候様にと昨日堀万右衛門参上の刻、右膳殿伝言これあり。罷上り候て右膳殿出合われ候て禁裏へ召し呼ばれ候故罷出候えば、御取り次ぎ衆より御衝立の絵つく、千年草、ひかに木瓜、三山鳥、蘭、蘭仰せ付けられ候。且つまた惣金にても砂子にても泥引にても、いかが仕るべき候哉と右膳殿御尋ね申し上げられ候処、御奉行聞し召され候て、いずれの筋とは書き手の物数寄によるべく候間、その通りに仕るべき旨仰せ渡され候由承り候。左候て下書きは五枚差し上げ候えども、残り三枚は留め置かれ候て禁中より出申さず候由候、これまた承り候。並びに上卿職事へ絵一枚づつ上げ候様にと兼て承り置き候故相調え、今日関白様へ御覧に備え候処二枚共に宜しく思し召

し上げられ候、なかんづく寿の字福祿寿の図初めて御覽
あそばされ候。兼ねて仰せ聞かれ置き候二幅対の中尊に
しかるべく候間、その心得にて罷居り候様にと承知仕り
候。・・・」

十二月十四日

・絵制作

「今日終日絵相勤め候。・・・」

十五日

・絵制作

「今日終日絵相勤め候。・・・」

十六日

・院御所御用の屏風制作を命ぜられ、大徳寺蔵の探幽筆
松の屏風を下書きに加えるように指示される。

「・・・老岐守殿よりこのたび院御所様御屏風の絵
探元へ仰せ付けられ候間、この段相達せらるべく候由に
て御書き付相渡し候。則頂戴仕り候。関白様へ則御礼申
し上げ候。やがて申し上げられ候処、このたびの御絵様
は何ぞ珍しき物考え申し候様にと仰せ付けられ候。左候
て大徳寺へこれあり候探幽筆松の屏風は相勝れ候様に思
し召し上げられ候間、下書きに相加え候様にと仰せ付け
られ候。終日罷居り候て何れか絵様の儀仰せ付けられ
候。・・・」

十七日

・絵制作

「今日終日絵相勤め候。・・・」

十八日

・渡辺求馬から禁中御用屏風の下絵を見せてもらう。

「・・・求馬殿このたび禁中御用の御屏風の絵仰せ付
けられ相調えられ候に付、下書き持参にて見させ申され

候。・・・」

十九日

・桜本坊のために大鍾馗の絵を制作する。

「・・・桜本坊大鍾馗の絵望みにて、什物に致し候
間、是非書き候様にと申され候故書き調べ遣わし申し
候。・・・」

廿日

・絵制作

「今日終日絵相勤め候。・・・」

廿一日

・絵制作

「今日終日絵相勤め候。・・・」

廿二日

・絵制作

「今日終日絵相勤め候。・・・」

廿三日

・絵制作

「今日終日絵相勤め候。・・・」

廿四日

・絵制作

「・・・終日絵相勤め候。・・・」

廿五日

・絵制作、院御所御用屏風の下書きに三日費やす。

「今日終日絵相勤め候。院御所御屏風の下書きこの三日
取り掛かり罷在り候。・・・」

廿六日

・院御所御用の下書き制作

「終日院御所御用下書き相調べ、・・・」

廿七日

・院御所御用屏風の下書き完成、近衛家へ下書きを持参
したい旨の連絡をする。

「今日院御所御屏風の下書き相済ませ候。村井右膳殿方
へ明日殿下御用の花鳥御屏風並びに右の下書き、大徳寺

松の屏風持参仕り候て差し上ぐべき旨、手紙を以て問い合わせ申し候処、勝手次第参上仕り候様にと返事申し来り候て、追付右膳殿より手紙参り候。勝手次第と申し遣わし候え共、四つ前罷上り候様にと申し来たり候。……」

廿八日 ・近衛家へ御用屏風のうち花鳥一双及び院御所御用下書きを持参し、お目にかける。

「今朝四つ前近衛様へ参上仕り候。仰せ付けられ候御屏風の内花鳥一双成就仕り候て差し上げ候。院御所御用下書きも同前差し上げ候処、一條様御成りにて暫し待合い居り申し候。御立以後右の品々御覧遊ばされ候処、花鳥下書きにて御覧候とは格別の儀にて、別けて御褒美思召され候。下書きも宜しく御座候由仰せ下され候。……」

享保廿年卯正月四日(探元五十七歳) ・絵書所の初開き

「今朝一刻絵書所初開き申し候て、かねて約により飛鳥井殿御鞠初めの儀式見物に罷出候。……」

五日 ・屏風絵制作

「今日終日御屏風絵に取り掛かり候。……」

六日 ・屏風絵に砂子を蒔く

「今日終日御屏風砂子蒔き候。……」

七日 ・屏風絵に砂子を蒔く

「今日終日御屏風砂子蒔き候。……」

八日 ・屏風絵に砂子を蒔く

「今日終日砂子蒔き候て、七つ時分帰宿申し候。……村井右膳殿より手紙到来候。院御所御屏風下絵治定仰せ付けられ候間、明朝飯後近衛様へ参上仕り候様にと申し来たり候。御請け申し遣わし候。」

九日 ・近衛家へ参上、院御所御用の金花鳥屏風制作を命ぜられる。下書きを提出する。

「今朝飯後近衛様へ参上仕り候。村井氏へ取り逢い候。仙石右門殿へ近付になり申し候。左候て御使者の間に罷通り候て、院御所御屏風絵金花鳥書き調え申すべき旨承知仕り候。下書きも相渡し候、御請け申し上げ候。……」

十日 ・金花鳥御絵様のことについて泉涌寺を調査したい旨依頼し、許可になる。

「今朝村井右膳殿より手紙、金花鳥御絵様の事に付きて泉涌寺へ見合いに参りたき由頼み置き候処、明十一日午刻泉涌寺内法音院と申す寺へ、渡部求馬殿先達て参り居らるべく候間参り候様にと申し来たり候、返事遣わし候。……」

十一日 ・元春、権八と共に泉涌寺へ行く。

「今朝飯後打ち立ち候て、元春、権八同道申し候て泉涌寺へ参り候て、法音院へ相尋ね候えば求馬殿方丈へ待ち居られ候由にて、出家衆案内にて参り候えば大仙和尚へ御近付きに罷なり候。求馬殿事は関白様より仰せ付けられ候て参り候由咄にて候。追付餅汁、引き次に茶漬出申

し候。左候て御座敷中残らず見物仕り候、誠に以てありがたき仕合せにて候。……」

十二日・近衛公から花鳥画の完成品は、下書きとは格別のできで、見事である旨の言葉をもらう。

「今日殿下へ昨日の御礼候。……追付私罷出候て御口祝頂戴、御錠

珍しい都の春を重ねて、この間は花鳥の絵成就にて下書き見たとは格別に何か見事な事じや、段々仕立も言い付けてであろう、御所の御用も仰せ付られてめでたい。……」

十三日・屏風絵制作

「終日御屏風の絵仕立て候。……」

十四日・絵制作

「今日終日絵仕立て候。……」

十五日・屏風絵制作

「終日御屏風の絵相調え候。……」

十六日・屏風絵制作

「終日御屏風の絵仕立て候。……」

十八日・近衛家の山水屏風完成

「今日近衛様御書かせ遊ばされ候山水の御屏風残らず成就申し候。……」

十九日・近衛家へ真山水図屏風を届ける。できが良く褒美を賜う。

「今日近衛様御用真山水御屏風絵でき仕り候に付き、

持たせ差し上げ候。加治掃部殿を以て差し上げ候処御覽遊ばされ候て、殊の外宜しくでき仕り候由御褒美の由仰せ出され候。……」

廿一日・禁裏御用屏風の制作期限を二月中に延期するように申し入れ許可になる。屏風のどうさ地を引かす。

「今朝早く仕舞い候て近衛様へ罷上がり候て村井氏へ取り逢い候て、昨夜禁裏御屏風絵、来月十日頃でき差し上ぐべき由仰せ下され候えども、別けて余日無く候故、仕るべき様御座無く候。二月中に成就仰せ付けられ下されたく願ひ存じ奉り候由申し上げ候処、関白様へ則申し上げられ、その通りに仕るべき由仰せ付けられ候。尤も禁裏御奉行衆へは右膳参り候て、その段申し達すべき由仰せ付けられ候由承知仕り候。追付罷帰り候て御屏風共どうさ地引かせ候て仕舞い申し、智恩院御忌見物に参り候。……」

廿二日・禁裏御用衝立の下絵制作

「終日禁裏御衝立の下絵相調え候。……」

廿三日・禁裏御用衝立の下絵制作。衝立は来月二十日、屏風は三月節句の頃完成するように指示される。

「今日終日禁裏御衝立の下絵相調え候。村井氏より手紙到来、今日御奉行より御用の由申し来たり罷出られ候処、御衝立は来月廿日頃、御屏風は三月節句頃迄相調え候様に仕るべき旨仰せ付けられ候由申し来たり候に付、則御請け申し遣わし候。……」

廿四日 ・金花鳥の下書き

「今日終日金花鳥の下書き相調え候。」

廿五日 ・屏風絵の清書

「今日終日御屏風の清書相調え候。」

廿六日 ・屏風絵制作

「終日御屏風絵相調え候。」

廿七日 ・屏風絵制作

「終日御屏風絵相調え候。」

廿八日 ・屏風絵制作

「終日御屏風絵相調え候。」

晦日 ・屏風絵制作

「終日御屏風絵相調え候。」

二月朔日

・屏風絵制作

「今日終日御屏風絵相調え候。」

二日 ・屏風絵制作

「今朝御屏風絵相調え候て、

三日 ・絵制作

「今日終日絵相調え候。」

四日 ・絵制作

「今日終日絵相調え候。」

五日 ・屏風絵の制作

「今日終日御屏風絵相掛かり候。角之倉家の三幅対を借用し、模写する。」

「今日終日御屏風絵相掛かり候。角之倉與市殿三幅対の
絵借用致し候て今日写し申し候。」

七日 ・屏風絵制作

八日 ・屏風絵制作

「今日終日御屏風絵相調え候。」

九日 ・屏風絵制作

「終日御屏風絵に相掛かり候。」

十日

「今朝御屏風絵相調え候。」

「今日終日御屏風絵に相掛かり候。昨日より風氣これあり保養
申し候。雲洞殿へ頼み候て針仕り候。」

十一日 ・屏風絵制作

「今日終日御屏風絵に相掛かり候。」

十二日 ・屏風絵制作

「今日終日御屏風絵に相掛かり候。」

十三日 ・屏風絵制作

「今日御屏風絵に取掛かり候。」

十四日 ・絵制作

「今日終日絵に相掛かり候。昨日より風氣これあり保養
申し候。雲洞殿へ頼み候て針仕り候。」

十五日 ・絵制作

「今日屋敷中祝儀申し入れ候て絵書所へ一刻罷出
候。」

十六日 ・絵制作

「今日屋敷中祝儀申し入れ候て絵書所へ一刻罷出
候。」

「今日屋敷中祝儀申し入れ候て絵書所へ一刻罷出
候。」

「今朝一刻絵書所へ罷出候。不快これあり候故保養のため山下雲洞見来たり候故誘引申し候て罷出候。……富田氏へ立ち寄り候えば、並河長兵衛私頼み置き候表具持参候て旅宿へ呼び候て清六殿と見物に入来候、……」

十七日 ・屏風絵制作、禁裏御用衝立が完成する。

「今日終日御屏風絵に取り掛かりて禁裏様御衝立成就致し候。……」

十八日 ・絵制作

「今日一刻絵書所へ罷出候。……」

十九日 ・屏風絵制作、衝立絵届けの日程を連絡する。

「今日終日御屏風絵に相掛かり候。村井右膳殿へ禁裏御衝立の絵成就致し候間明日持参するべき旨申し遣わし候処、右膳殿非番にて加治掃部殿より返事参り候。明後日にてこれあるべく候、なお到来申し遣わすべき旨申し遣わし候。……」

二十日 ・屏風絵制作、衝立の届けは明二十一日の連絡あり。

「今日罷出御屏風絵に取り掛かり候。妙心寺より金首座絵書所へ入来候。村井右膳殿より手紙到来、禁裏御衝立明廿一日四つ時罷出るべき旨、三沢壱岐守殿、小佐治阿波守殿より手紙この方へ遣わされ候。追付また衣着け仕るべき旨手紙にて申し来たり候、御請け申し遣わし候。……」

廿一日 ・近衛家へ衝立両面の絵を持参してお目にかけ、さらに

天覧に供するために禁裏へ持参する。近衛公は、探元の名印を入れるべきであると思し召し。名印を三通り考えて相談した結果「薩陽法橋探元」に決定、印は「淨徳堂法淨」（唐彫）を押す。

「今朝四つ前禁裏御衝立両面近衛様へ持参仕り候て御目に掛け候。村井右膳殿御取次ぎ遊ばされ御覧候処、殊の外よく出来仕り候、天覧いよいよ以て宜しかるべき旨御諒承知仕り候。左候て右膳殿同道にて禁裏へ参内仕り候、御台所御門にて三沢壱岐守殿へ御目に掛かり近付きに罷なり候。御内玄関へ参上仕り候て小佐治阿波守殿出られ候て御衝立御請け取り候。いまだ御奉行御出これなく候間、追付申し上げべく候由候。右膳殿申され候は殿下御諚に探元名印これあり宜しかるべく思し召し上げられ候。御奉行より天機を窺われその通りにこれありたく候。左候て探元参内仕り候て名印仕り候はば、自然書き損じ等これあり候てはいかが候間、近衛様へ相下され候て名印仕るべき由相達せられ候、委曲その意を得奉り候。……左候処右膳殿より手紙到来申し候、禁裏より三沢壱岐守殿、小佐治阿波守殿より名印仕り候て差しし上ぐべき由申し来たり候由にて、則手紙もこの方へ遣わされ候。則近衛様へ御衝立も参り候て早速罷出名印仕るべき由候。追付仕舞い候て参上仕り、右膳殿へ取り逢い候て申し上げ候処、名印何様に仕るべきと存じ候哉、書き候て御目に掛け候様にと御諚これあり、三通相調べ

御目に掛け候処、薩陽法橋探元と仕り候て宜しくこれある由仰せ出され候。その通りに書き調べ印は浄徳堂法浄と申す唐彫りの印一つ押し申し候。

廿二日
・ 繪制作

「 刻繪書所へ参り候て相勤め候。」

廿三日
・ 屏風繪制作

「今日終日御屏風絵に相掛かり候。」

廿四日
・ 繪制作

「 追付繪書所へ罷出候て終日相勤め候。」

廿五日
・ 繪制作

「 追付繪書所へ罷出候て相勤め候。」

廿六日
・ 繪制作

「 追付繪書所へ罷出候て終日相勤め候。」

廿七日
・ 屏風繪制作

「今日御屏風絵八つ前迄相掛かり候。」

廿八日
・ 繪制作、菱屋四郎兵衛のために富士布袋の三幅対制作を約束する。

「今朝御屋敷中礼儀申し達し候て、直ちに繪書所へ罷出候て終日相勤め候。 四郎兵衛中々面白き人にて候。富士山布袋の三幅対繪約束申し置き候。」

廿九日
・ 屏風繪制作

「終日御屏風絵に取り掛かり候。」

三月朔日
・ 繪制作

「今朝御屋敷中礼儀申し入れ候て直ちに繪書所へ罷出候。終日相掛かり候。」

二日
・ 屏風繪制作

「今日終日御屏風絵に取り掛かり候。」

三日
繪制作

「今朝御屋敷中祝儀申し入れ候て繪書所へ一刻罷出相勤め候。」

四日
・ 繪制作

「 相済み候て万右衛門殿へ一刻見舞い候て直ちに繪書所へ罷出終日相勤め候。」

五日
・ 屏風繪制作、平松殿雜掌石黒主膳屏風絵の見物

「今日終日御屏風の絵に相掛かり候。昼の間一刻平松殿雜掌石黒主膳御屏風絵拜見に参られ候、私事は出合い申さず候、堀氏出合いにて候。」

六日
・ 金花鳥屏風完成、桜井三位殿から山水の絵を依頼される。

「今日終日御屏風絵に取掛かり候て金花鳥絵残らず相済み候。昼の内藤本彦右衛門繪書所へ入来、兼て桜井三位殿御筆にて茶湯一枚起請頼み奉り置き候処、御筆染められ下され候由にて落掌仕り候。かつまた御頼みの山水の

絵の儀も仰せ下され候。」

七日 ・院御所御用の金花鳥屏風が完成し、近衛家と連絡をして持参は明八日となる。

「今日院御所金花鳥御屏風絵成就致し候。村井右膳殿へ手紙を以て御指図次第差し上げ申すべき旨申し遣わし候処、明八日五つ頃近衛様へ持参仕るべく候。参内仕り候て差し上げ候儀は、九日十日の間御指図遊ばさるべき旨申し来たり候。」

八日 ・金花鳥屏風を近衛家へ持参、近衛公の見分を受け、天覧の日程について指示される。

「今朝五つ過ぎ院御所御屏風近衛様へ持参仕り候て、村井氏を以て差し上げ候処御覧遊ばされ、別けて見事に出来致し候、定めて天覧に備え候ても御褒美これあるべき旨御説の由承知仕り候。」

九日 ・絵制作、権八どうさ地を引く。

「 追付絵書所へ罷出候、紙地共どうさ地権八引き申し候。」

十日 ・近衛家へ保管してあつた院御所御用の屏風を禁裏へ持参する。近衛家の掛け物は、ゆつくりで良いとの指示がある。また、各方面から探元への絵の注文は多いが、一切断っている。しかし、廣橋弁殿からの依頼は法橋勅許の件で世話になったので、唐花鳥一幅を制作することになる。

「今日四つ時院御屏風差し上げ候。先ず近衛様へ罷上り

候て右膳殿へ取り逢い候。追付差し上げ置き候御屏風官

御方人足にて持たせ禁裏御内玄関へ罷上がり候て小佐治阿波守殿、鳥山下総守殿出られ候て請け取られ候。 兼て仰せ聞かされ置き候御掛け物はゆるゆる書き調べ申し候て然るべく候。 右膳殿咄

にこれまた堂上方より段々絵の御好み仰せられ候方多く候えども一切に断り申し達し候。然るに廣橋弁殿この間仰せられ候は最早先日一幅到来にて、この上は仰せられ

難く候えども唐花鳥の掛け物一幅何とぞ探元へ望み思し召されし候間、宜しく申し達し候様にと扱んどころ無く仰せられ候故、右膳殿より申され候は余方へは一切御断り申し上げ候て取り次ぎ仕らず候えども、廣橋様御事は法橋勅許の節識事にて御座候に付き、私より御断り申し上げ候て重ねて探元へ申し聞かせ候わば、格別の御方に御座候と申し候わば気の毒御座候間、こればかり御取り次ぎ仕るべく候と申し上げ置き候由承り候故、絹地下され候様にと申し置き候。」

十二日 ・絵制作、角之倉家の雪舟巻物の模写を約束する。

「今日一刻絵書所へ罷出候。 絵共少々書き候て與市殿ゆるゆる御意を得候。雪舟筆巻物必ずかの方へ参り候て、写し候様にと押して承り候故大形に契約申し置き候。」

十三日 ・絵制作

「今日絵書所へ罷出候て、」

十四日 ・近衛家の掛け物の下絵制作。

「終日殿下御掛け物下絵に取り掛かり候。・・・」

十五日 ・絵制作。中睦叟宅に探元が模写した董其昌の慈母鳥自

画賛が掛けてある。近衛公御用の朱書き鍾馗及び廣橋殿
依頼のための絹地が届く。

「今朝御屋敷中礼儀申し達し候て、直ちに絵書所へ罷出
候て暫し相勤め、九つ時分より兼約により中睦叟方へ富
田氏同道にて参り候。・・・床の掛け物先年写し候
て遣わし候董其昌慈母鳥の自画自讃にて候。・・・
今日昼、村井氏より殿下御用の朱書き鍾馗の絹地、廣橋
殿御頼みの絹地おのおの三張り持たせられ候。・・・」

十六日 ・近衛家から唐花鳥の準備ができておれば持たせるよう

にとの連絡があり、即三幅対の制作にかかり届ける。見
分の結果近衛公は満足の様子である。

「・・・追付絵書所へ罷出候処、近衛様村井右膳殿
より手紙到来、唐花鳥書き付け相調え候わば差し上ぐべ
き由申し来たり候。後刻持たせ差し上ぐべき旨申し遣わ
し候て則取り掛かり候。相調え堀氏へ相談申し候、左候
て三幅対の下絵に相掛かり候。・・・唐花鳥の書き
付け村井氏へ持たせ差し上げ候処、則御覧に入れられ候
えば、難しき事相調え差し上げ御満足思し召し上げられ
候由返事申し来たり候。・・・」

十七日 ・近衛家御用の三幅対下絵制作。

「今朝仕舞い候て絵書所へ罷出、殿下御用の御三幅対下
書き相調え候。・・・」

十八日 ・下絵制作

「今日終日下書きに相掛かり候。・・・」

十九日 ・近衛家から明日罷出るよう手紙が来る。

「・・・今日村井右膳殿より手紙参り候、嘉右衛門
方へ預け置き候、明廿日巳刻御用候間衣袴にて罷出るべ
き由申し来たり候。・・・」

二十日 ・禁裏院御用の屏風及び衝立の褒美を拝領する。近衛公

が御用の三幅対下絵を見分され、清書を指示される。ま
た、近衛公から綾小路、八條両卿へ絵を献上するように
指示がある。さらに両卿のための絹地の下げ渡しを依頼
する。

「・・・この度探元へ禁裏院の御屏風並びに御衝立
の絵仰せ付けられ、宜しく出来差し上げ候御褒美として、
三夕寄せ合い書きの和歌拝領仰せ付けらる由にて相渡さ
れ候。かつまた御両卿様より仰せ渡され、禁裏御取り次
ぎ三沢吉岐守殿、小佐治阿波守殿、飯室越前守殿、鳥山
上総介殿、五十川若狭守殿より、このたび禁裏院御所御
用宜しく出来致し差し上げ候、御機嫌の御沙汰候。これ
により御褒美として緞子五端拝領仰せ付けられ
候。・・・かつまた兼て仰せ付けられ置き候御三幅
対の下書き相調え差し上げ候処に、御覧遊ばされ御錠の
趣先ず以て禁裏院中御用首尾よく、御褒美として拝領物

仰せ付けられありがたく存じ奉り候由、別けてめでたき事に思し召し上げられ候。かつまた下書き御目に掛け候、みなみな宜しくでき候、この通りに清書仕るべく候。さてまた綾小路、八條の両卿事、この節の奉行にて何か掛りに候間絵一幅ずつ書き候て遣わすべく候。今日直ちに両卿へ御札に参り候様にと仰せ出され候、畏れ入り候由申し上げ候。……かつまた御両卿へ絵一幅ずつ進上仕る筈に仰せ付けられ候間、絹地御渡し下さるべく候様にと申し入れ置き候。……」

廿二日 ・ 絵書所を南泉院宿跡へ移転する。

「今朝絵書所へ罷出候て、南泉院宿跡へ絵書所相直し移し申し候。……」

廿三日 ・ 絵制作

「……追付絵書所へ罷出相勤め候。……」

廿四日 ・ 絵制作

「……やがて絵書所へ罷出候て相勤め候。……」

廿五日 ・ 絵制作、御用の序でに木場源五兵衛のために描く。

「……追付絵書所に罷出終日相勤め候。木場源五兵衛殿絵も御用序でに染筆致し候故硯水これあり数盃に及び申し候。……」

廿六日 ・ 絵制作、約束の絵絹が届く。

「今朝絵書所へ罷出候て、終日相勤め候。……兼約申し置き候絵絹持たれ候。……」

廿八日 ・ 絵制作

「……追付罷出候て堀氏へ今日の祝儀申し置き候て、絵に相掛かり候。……」

廿九日 ・ 絵制作

「今朝絵書所へ罷出候て、暫し相勤め候。……」
享保廿年卯閏三月朔日 ・ 絵制作

「……追付礼儀に罷出候て直ちに絵書所へ相勤め候。……」

二日 ・ 絵制作

「……追付絵書所へ罷出候処、薬師山清江院より見舞いにて帰宅申し候。御所御用筋これあり、相達せられ候。……」

三日 ・ 絵制作、その後南泉院を見学する。

「今朝並河長兵衛入来。序で宜しく候間南禅寺見物に案内申すべき由にて相催し候。追付絵書所へ罷出候て、八つ前堀氏も幸いに候間、同道申すべき由にて権八も同前候。……」

四日 ・ 絵制作

「今日終日絵書所へ罷出相勤め候。……」

五日 ・ 近衛家御用の朱書き鍾馗図二幅を制作する。

「……終日絵書所へ相勤め候て、殿下御用の朱書き鍾馗二幅書き調え申し候。……」

六日 ・ 近衛家御用の二幅対及び朱書き鍾馗図を持参。二幅対

に「薩陽大貳法橋探元」の長銘を入れるように指示され

る。大貳は呼名として拝領する。

「．．．．．殿下様より仰せ付けられ候二幅対の絵も出来寄せ申し、並びに朱書きの鍾馗二幅成就致し候故持参仕り、村井右膳殿へ取り逢い候て差し上げ候処、別けて宜しく出来御満悦思し召し上げられ候。これにより右の二幅対御掛け物に長銘御好み遊ばされ候、薩陽大貳法橋探元と書き候て差し上ぐべく候。大貳は則太宰の大貳に候て、則この名は呼び名に拝領仰せ付けられ候旨御諒蒙り候。則御書き付頂戴仕り候。．．．．．」

七日

・二幅対及び朱書き鍾馗図に前日指示の銘を初めて入れる。また、綾小路、八條両卿への進上物二幅を制作する。

「今朝絵書所へ罷出候。．．．．．さて追付取り掛かり候て殿下御用の二幅対成就仕り候て大貳法橋今日書き初め申し候。先日相調え申し候朱書きの鍾馗二幅も同前に名印仰せ付けられ候。綾小路中納言殿、八条中将殿へ進上仕り候二幅も今日相調え申し候。終日絵相勤め候て罷歸り候て、．．．．．」

八日

・前日完成の近衛家御用の二幅対及び朱書き鍾馗図と綾小路、八條両卿への作品を近衛家へ届けて満足の意を聞く。

「朝五つ時近衛様へ参上仕り候て、仰せ付けられ候二幅対長銘書き候て差し上げ候。朱書きの鍾馗並びに絵二幅綾小路殿、八條殿へ差し上ぐも同前御覧に備え候処、みなみな宜しく出来御満悦遊ばされ候。この段宜しく申し

達し候様にと村井右膳殿を以て仰せ下され候。．．．．．

九日

・近衛家から届いた絹地十幅にどうさ地を引かせ、絵制作。

「今日近衛様より昨日参り候由にて、堀氏の家来衆請け取り置き候絹地十幅どうさ地引かせ申し候。終日絵書き候て兼約故富田清六殿へ夕飯振る舞いに参り候。．．．．．」

十日

・近衛家において元春、権八と共に席画を行う。探元は都合三回。朱書き鍾馗図のうち一幅は滋井殿に渡つたことを知る。また、元春、権八も席画を行う（都合二回）。交野少納言から唐花唐鳥の花鳥画の制作を依頼される。

「今日午の刻近衛様へ参上仕りべく候。席書御所望に思し召されし候由兼て仰せ付けられ置き候故、元春、権八召し列れ候て参上仕り候。早く参上仕り候由右膳殿申され候。．．．．．滋井殿はこの間朱書きの鍾馗一枚空白様より下され御愛での由仰せられ候。．．．．．追付元春罷出候て書き申すべき旨仰せ出され候て罷出候。また権八罷出候て書き候様に仰せ出され候て罷出書き申し候。その節交野少納言殿私へ御用の由仰せられ候故側に参り候えば、近頃御無心の事に思し召し候えども、唐花唐鳥の花鳥の絵四幅書き調え進め候えかし、急にとは思し召されず候。御国元にもいつにても御頼み遊ばされ候。唐鳥に鷓鴣と申す鳥京都にて図もこれなく候間、御好み

にて候。その外は禁裏御衝立に書き候様なる絵様御望みの由、返す返す御無心の事ながら、絹地この度四幅御持たせこれあるべき由仰せられ候。……」

十二日 ・御所において制作した絵が返ってきたので、仕上げにかかる。絵制作。

「昨日村井氏より御所において書き調べ候絵共、屏風箱に入れ付け手紙相付け持たせられ候えども罷出候故、堀氏の家来衆請け取り置き候て相渡し申し候。今日則仕出しに取り掛かり候。昼の内咄、とわ見舞いに一刻罷帰り候。朝の間木下省順も見舞いにて候。終日絵相勤め申し候。……」

十三日 ・御所の絵の仕上げを行う。

「……追付絵書所へ罷出、先日御所において書き調べ候絵共仕立て申し候。……」

十四日 ・絵制作、交野少納言のための絹地四幅が届く。

「……やがて罷出候て絵相勤め候。……さてこの間交野少納言殿へ返事取りに今日近衛様に御約束申し置き候絹地四幅、先日御持たせ遣わされ候。……」

十五日 ・御所での制作品の仕上げが完成し、近衛家へ届ける。帰路、渡辺始興が制作中の屏風を見学、帰宅後絵制作。

「……追付近衛様へ参上仕り候て、先日御所において書き調べ候絵共仕立て成就致し村井氏へ相渡し申し候。……直ちに河原町渡部求馬殿へ見舞い候て禁

裏御屏風書かれ候一見申し候。閑談を得罷帰リ候。やがて絵書所へ罷出候て相勤め候。……」

十六日 ・絵制作

「……追付絵書所に罷出候て終日相勤め候。……」

十七日 ・絵制作

「今朝仕舞い候て絵書所へ罷出相勤め候。……」

十八日 ・絵制作

「今日仕舞い候て絵書所へ相勤め候。……」

十九日 ・絵制作、河原別業訪問の日程について打合せを行う

絹地が届く。

「……追付絵書所へ罷出相勤め候。晩来御所より村井氏手紙到来、御別業へ召され候儀廿四日五日の間治定仕り候て申し上ぐべき旨申し来たり候故、廿四日然るべく存じ奉り候由申し上げ候。先日席書の絹地入り候て参り候。……」

廿日 ・絵制作、河原別業の訪問が二十四日に決定する。席画の申付けは無かった。

「……追付相出候て相勤め候。村井氏より御別業へ参上、いよいよ以て廿四日巳半刻かつまた私一人参上仕りべく候。絵御書かせ遊ばされ候事は御沙汰これなき由申し来たり候。……やがてまたまた罷出候て相勤め候。……」

廿一日 ・絵制作

「今朝仕舞い候て絵書所へ罷出候て暫く相勤め候て、」

廿二日
・絵制作

「……絵書所へ暫し罷出、追付帰宿申し候処、吉見勝兵衛、田中甲治入来、勝兵衛事近日丹波へ罷下り候。……やがてまたまた罷出相勤め候。……」

廿三日
・絵制作

「今朝仕舞い候て絵書所へ罷出終日相勤め候。……」

廿四日
・近衛准后家熙卿の招待で河原別業へ参上する。

「……追付御別業へ参上仕り候。……」

廿六日
・近衛家御用三幅対の下書きをする。

「今日終日関白様御用三幅対下絵書き申し候。……」

廿八日
・三幅対制作

「……終日三幅対御掛け物に相掛かり候。……」

廿九日
・絵制作

「……追付絵書所へ罷出終日相勤め候。……」

四月朔日
・近衛家御用の三幅対が完成し、木場源五兵衛のふくさ

絵制作を行う。

「……追付絵書所へ罷出近衛様三幅対成就致し候。……」

木場源五兵衛殿ふくさ紙絵相頼まれ候て、硯水これあり数盃に及び候。……」

二日
・近衛家御用三幅対及び廣橋家の一幅完成し、近衛家へ

届ける。長銘を入れるように指示され、即表具を申し付けられる。

「今朝早く仕舞い候て、兼て仰せ付けられ置き候関白様御三幅対成就仕り候に付きて持参仕り候。……左候て直ちに近衛様へ参上仕り候て、村井氏へ取り逢い候て、御三幅対かつまた廣橋左中弁殿御頼みの絵も一幅同前差し上げ候処、御覽遊ばされ別けて宜しくでき申し候由、長銘相調え差し上ぐべく候。則御表具仰せ付けらるべき由御誂の趣承知仕り候。……」

三日
・前日の三幅対が長銘を入れるために届き、廣橋殿から

の礼状も届く。絵制作。

「今朝早く村井氏より昨日の三幅対持せられ候。長銘印仕るべき由仰せ付けられ候。かつまた廣橋左中弁殿御頼みの絵上げられ候処、かの方川端左衛門尉殿手紙御礼の趣この方へ手紙もらい置き申し候。追付絵書所へ罷出候て終日相勤め候。……」

四日
・絵制作。廣橋殿依頼の絵に対し、堂上方寄せ合い書、

三夕和歌、目録を拝領。並河長兵衛へ書き与える。富士の絵の表具が完成する。

「……追付絵書所へ罷出候て相勤め候。村井右膳殿より手紙到来、この間廣橋左中弁殿御頼みの絵染筆致

し候処、御あいさつとして右膳殿方迄御使者遣わされ候。
宜しく御礼仰せ入れられたき由にて堂上方御寄せ合い書、
三夕和歌並びに御目録下され候。．．．やがて並河
長兵衛来たり候。書き候て遣わし候。富士表具相済み
候。．．．」

五日 ・ 絵制作

「．．．追付罷出候て終日絵書き調え申し候。．．．」

六日 ・ 絵制作、近衛家御用の三幅対に長銘を入れて持参する。

この時、帰国後に得意な絵柄で二枚屏風一双を進上する
ように指示される。

「今朝早く絵書所に罷出候。．．．兼て成就仕り候
て上げ候三幅対にも長銘の名印仰せ付けられ今日持参仕
り候て差し上げ候。則御申し上げ候処御誕の趣別けて珍
しき両品進上仕り御満悦遊ばされ候。．．．さて私
へ御わやく御座候間こ召めされ候に及ぶ間、造作ながら
二枚屏風の押し物何にても一双方書き候て進上すべく候。
あまた候て御わやくと仰せられ候由急には思し召さず
候。因元より失念無く書き候て上げ候様にと仰せられ候
由、八条殿御出候て仰せられ候由承り候。なる程御請け
申し上ぐべく候由候。．．．」

七日 ・ 絵制作

「今朝仕舞い候て絵書所へ罷出終日相勤め候。．．．」

八日 ・ 近衛家へ参上して関白から言葉をいただき、白銀、真

綿を賜う。元春、権八も白銀を拝領する。また、御座に
は探元の山水二枚屏風が置かれていた。

「．．．追付関白様御帰館、御目見仰せ付けられ候。
先ず堀氏出られ候て御目見御誕これあり、次に私罷出候
処、御誕久々滞在にて苦勞なことじゃ、頼んだ絵共もみ
な見事に成就して、殊にこのたび御所の御用も首尾よく
御機嫌の事にて手柄なことじゃ、今日は呼びて暇乞いを
する万事めでたい。．．．近藤大膳太夫殿出られ候
て、白銀拾枚、真綿拾把拝領仰せ付けらる由にて頂戴仕
り候。元春、権八へ白銀五枚ずつ拝領仕り
候。．．．御座に先年私御前において書き候墨絵山
水の二枚屏風これあり候。御襖は白張りにて候、これに
もこのたび絵御書かせ候わんと思ぼし召され候ども、余
り事多く候て御遠慮遊され候由みなみな物語りにて
候。．．．」

九日 ・ 絵制作、准后様好みの臨写物、その他を河原別業へ持
参する。

「．．．追付仕舞い候て絵書所へ罷出候。准后様御
好みの臨写物相調べ候て、九つ時分より河原の御所へ参
上仕り候て青山内記殿へ取り逢い候て申し上げ候。この
品々進上とは申し上げ難く候、各迄差し上げ申し候。

合羽達磨の写し、東坡の竹一枚、梅道人竹二枚、宣
文の写し、唐竹三尺、唐絵筆四管、唐筆福祿寿と名

の箱入一管、

右の品々の儀披露候処、珍しき物共進上仕り御満悦思し召し上げられ候。みなみな近日御試み遊ばさるべきと御楽しみに思し召し上げ候。さて臨写仕り候絵共に逐一銘書き誰が筆と仕り候。印迄も仕り候て差し上げべく候。……」

十日 ・准后様御用の絵制作

「今朝仕舞い候て絵書所へ罷出絵に取り掛かり候て、准后様御用相勤め候。……」

十一日 ・准后様御用の絵を完成し、河原別業へ届ける。

「……追付絵書所へ罷出候て准后様御用成就致し候て、八つ前河原の御所へ参上仕り候て御側衆津田内道殿へ取り逢い候て、昨日は御饞別として中川右馬権頭殿御書き付けにて御目録頂戴仕りありがたき仕合せに存じ奉り候。かつまた名印仰せ付けられ候絵共成就仕り差し上げ申し候。……」

十二日 ・絵制作

「……追付仕舞い候て絵書所へ罷出絵に取り掛かり候処、村井右膳殿見舞いにて堀氏書院へ通り居られ候故出合申し候。……」

十三日

・絵制作、四条大雲院から三幅対を頼まれて制作する。謝礼として挽茶、金子目録を拝領する。

「……追付絵書所へ罷出候て終日相勤め候。四条大雲院よりこの間三幅対の絵頼み候、染筆致し遣わし候。

礼として使僧寺中の源隆院、則佐土原の御寺にて候由挽茶、金子目録贈られ候。今日迄に絵相仕舞い候。……」

十四日 ・絵書所の片づけを行う。

「今日終日絵書所諸道具仕舞い申し候。」

十五日 「今日、宅にて仕舞い方。」

十七日 京都を出発

「……夜入る前京橋へ参り候て船に乗り付け候。……大坂御城の上の方にて夜明け候。」

晦日 大坂出發

五月十一日 川内向田着

作品の制作

日記に見られる絵の制作に関する主な記事は以上のようなことであるが、この動きを時系列的に整理すると次のようになる。

・十月〜十一月

享保十九年十月十二日京都着、探元は着後十日目の十月二十二日から屏風絵の制作を始めるが、どのような内容の絵を制作しているか、日記からは読みとれない。しかし、清書用の用紙が届いたりしているので、事前に何らかの指示があったと思われる。探元の鹿児島出發以前について『旧記雜録』にも目を通して見たが、探元の上京に関する記事は皆無である。下絵の準備開始後七日目（二十九日）に近衛家から清書用の紙が届き、仮張りなどを行うが、下絵が完成し近衛家へ持参するのは十一月四日、翌五日には少々の手直しで清書を指示される。以後、清書用

紙の仮張り、屏風絵の清書などが三十日まで続くが、この間の絵の内容は不明である。

また、十五日には法橋位叙任の内申があった。

※近衛家御用の作品制作に当たっては、作品の内容についてある程度の指示があり、それに従って下絵の制作を行って見分を受ける。さらに好みなどがあれば直し、その後清書の紙や絹地を受け取るという仕組みになっているようだ。また、禁裏御用の作品であれば、近衛公の見分を受け、さらに禁裏の見分もあり、あるいは探元自身が参内して直接指示を聞くこともあったようである。

・十二月

十一月二十七日には法橋勅許の沙汰があり、十二月一日には口宣案の宣旨を拝領する。三日には、禁裏から衝立の絵制作を命ぜられ、下絵には京都においては珍しい図を描くように指示される。翌四日から下絵の制作を開始し、八日には下絵五枚を禁裏へ持参する。また、十日には近衛家からの屏風の見分があった。十三日には禁裏に参上するが、衝立の図としてつぐ（黒棕へクロツグ）、棕櫚に似た南国の植物）、千年草（ドラセナ）、ひかん（彼岸桜）、木瓜（ほけ・バラ科の落葉低木）、三山鳥（二羽あるいは三種の山鳥）、蘭を指示される。金彩の使い方は惣金、砂子、泥引きと作者の好みでよいと伝えられる。なお、下絵を五枚提出していたが、三枚は禁裏に留めおかれる。また、上卿・職事への進上物二枚についても、関白のお目にかけてたところ、宜しいとの思召しがあった。特に寿字の福祿寿図は、かねてから話のあった二幅対の中尊にふさわしいので、そのように心得ておくように言われた。

※禁裏御用の衝立の絵柄については具体的な指示があったが、金の使い方については作者自身の裁量がある程度認められているようである。また、世話になる上司へ献上する絵についても関白の見分を受けている。ここで、「寿字の福祿寿図」という作品が話題になっているが、このことについては章を改めて後述する。

また、十六日には、院御所御用の屏風絵制作を命ぜられ、これには大徳寺蔵の探幽筆の松の絵屏風を下絵に加えるように指示され、関白からは何か珍しい図柄を考えるように伝えられる。十九日には、桜本坊のために大鍾馗の絵を制作する。その後絵の制作を続け、二十五日には「院御所御屏風の下書きこの三日取り掛かり罷在り候」と記しており、他の絵の制作を行いながら屏風の下書きを制作していたと思われる、二十八日に近衛家御用の屏風絵のうち花鳥一双及び院御所御用の下書きを持参してお目につけ、両者とも宜しくできているとの思召しがある。

※ここでも屏風の図柄について、大徳寺蔵の探幽筆松図を加えるように指示があったことがわかる。探幽は寛永十八（一六四一）年大徳寺本坊大方丈に九十余面からなる大量の障壁画や屏風（四季松樹図屏風）を制作しており、これらを参考にした作品制作を指示されたのであろう。

このように古今の名画を作品中に加えることは、多々あったのである。狩野派の粉本だけでなく、実物を参考にしていることがわかる。

・一月

明けて享保二十年の正月四日に絵書所を初開き、屏風絵の制作を始め、砂子蒔きなどを行う。九日に近衛家に参上し、院御所御用の金花鳥屏風の制作を命ぜられる。この話は以前に内示でもあったのか下書きを準備

していたようで、その下書きも提出する。十二日には、近衛公にお目にかかり、花鳥画の屏風は見事で、下書きとは格別のできであり、御所の御用も命ぜられめでたいの言葉をもらう。その後しばらく屏風絵の制作を続け、十八日に近衛家御用の山水図屏風が完成し、翌十九日に近衛家へ届けて褒美を賜う。二十一日には屏風用のどうさ地を引かせ、以後禁裏御用の衝立や金花鳥屏風の下書き、清書を行う。

この間制作期限を延長するように申し入れているが、衝立は二月二十日、屏風は三月節句の頃までに完成するように指示されている。

※正月四日の絵書所初開きの後、一月中は御用の作品制作にかかり切りの様子が窺われる。また、どうさ引きは、「どうさ地引かせ」という表現が多く使われており、弟子の元春や権八（探龍）の仕事であったと思われる。

・二月

二月五日には角之倉家の三幅対を借用し模写を行う。また、屏風絵の制作は続き、十日には探元自身の描いた屏風（金花鳥屏風あるいは真山水屏風のどちらかと思われるが不明）の仕立てが完成し、近衛邸において見学、なかなかのできと自賛し、探幽の三幅対も拝見している。屏風絵の制作はさらに続くが、十三日には風邪にかかり針を打ってもらっている。十七日には禁裏御用の衝立が完成しているが、この間屏風を含め複数の作品を並行して制作していると思われる。十九日には衝立を近衛家へ届ける日時を打ち合わせ、二十一日に届けることになる。この日近衛家へ衝立両面の絵を持参して見分を受け、さらに禁裏へ持参する。近衛公は作品に探元の銘印を入れるべきとの意向で、銘文を三通り考えて

お目にかけてたところ銘印を「薩陽法橋探元」としてよろしいとのこと、このとおりに書き、「淨徳堂法浄」の印一顆を押す。

二十八日には菱屋四郎兵衛のために富士布袋三幅対の制作を約束しており、近衛家や禁裏の公的な絵制作の間に個人用の絵も制作を行うこともあったようである。

※探元の京都滞在中の主な仕事は、近衛家や禁裏などの御用で作品を制作することであったが、時には角之倉家をはじめ各所に残る名画の模写を行っており、作品制作の参考にしたのであろう。

・三月

二月二十二日から絵の制作は続き、五日には平松殿雑掌石黒主膳が見学している。翌六日には金花鳥屏風が完成するが、この日桜井三位殿から山水の絵を依頼される。金花鳥屏風の完成に伴い、近衛家への持参の日程を打ち合わせ、八日に持参し見分を受け、天覧の日程について指示がある。十日には近衛家に持参しておいた屏風を禁裏へ持参する。この日近衛家依頼の掛け物はゆつくりで良いと伝えられ、各方面から探元への絵の依頼が多いが、すべて断っていることを聞かされる。ただ、廣橋弁殿からの頼みは既に一幅は差し上げてあるが、法橋勅許の件で世話になっているので、唐花鳥一幅を制作することになる。

十二日には、角之倉家の雪舟巻物を模写することを約束する。翌十三日に絵の制作、十四日には近衛家御用の掛け物の下書きを制作する。十五日は中睦叟宅を訪問するが、そこで探元が模写した董其昌の慈母鳥目画賛の作品が掛けてあるのを見る。この日、近衛家御用の朱書き鍾馗及び廣橋殿依頼分の絹地が届くが、このように清書用の絵絹は近衛家から

その都度届くようになってきているようである。十六日になると、近衛家から唐花鳥の準備ができておれば届けるように連絡があり、すぐに制作にかかり届ける。内容については満足の様子を伝えて来て、十七日、十八日と下絵の制作を続ける。

二十日には、禁裏御用の屏風及び衝立の褒美として和歌や綴子などを拝領する。また、近衛家御用の三幅対も見分があり清書を命ぜられ、併せて綾小路、八條両卿への絵の献上を指示される。また、二十二日には、理由は不明であるが絵書所を南泉院宿跡へ移転するが、以前と同じように制作は続く。二十五日には、御用の序でに木場源五兵衛のための絵も描いている。

※ここでは、禁裏や近衛家御用などの公的な作品制作のほかに、個人的な依頼による制作も行っていることを窺うことができる。このほか、職務上世話になった人々への謝礼品と思われる作品の制作も行っている。また、中睦叟宅を訪問したときに、探元自身が以前に模写した董其昌の作品を目にするが、この上京以前からも探元の名は知られており、作品の依頼などがあったことが想像される。

・閏三月

五日には近衛家御用の朱書き鍾馗図二幅を制作し、翌六日に殿下御用の二幅対及び朱書きの鍾馗図を近衛家へ持参する。二幅対には、「薩陽大貳法橋探元」の長銘を入れるように指示される。大貳は、太宰の大貳（官名）の意味で、呼び名として拝領したものである。七日に前日指示の長銘を二幅対及び鍾馗図に初めて書く。また、綾小路、八條両卿への進上物を制作し、両者とも翌八日近衛家へ持参し、満足の様子を聞く。

十日には近衛家において元春、権八と共に席画を行い、探元は三回、元春、権八は二回御前で披露する。この席で、探元の描いた朱書き鍾馗図のうち一幅は近衛殿から滋井殿の手に渡っていることを知る。また、交野少納言からは、唐花鳥四幅の制作を依頼される。

十二日には、御所において制作した絵が返ってきてその仕上げにかかり、十五日には完成して近衛家に届ける。以後制作は続くが、この間近衛家熙の居住する河原別業訪問の話があり、日程の打ち合わせを行い十四日に参上する。しかし、席画の申し付けはなかったようである。

※日記の中に朱書き鍾馗の件が数回記載されているが、鍾馗は中国で疫病を払う神として信仰されていたものが、室町時代以降日本でも信仰されるようになった。特に疱瘡除けの呪いとして用いる疱瘡絵にも、鍾馗の絵が描かれており、さらに朱で描くとその効用が強かったのである。

十日の近衛家における席画では、探元、元春、権八がそれぞれ腕前を披露しており、席画でのやりとりやその場の雰囲気窺うことができる。また、二十四日には豫楽院近衛家熙の招きで下屋敷である河原別業に赴いており、屋敷内の様子や会話の内容について詳しく記している。

・四月

閏三月二十六日からは近衛家御用の三幅対の下書きを始め、四月一日には完成し、翌二日に廣橋家依頼の一幅と共に近衛家に届いている。また、長銘を入れるように指示され、直ちに表具の件も命ぜられる。実際に長銘を入れたのは、三日に三幅対が探元の元に届いてからのことで、六日に再度近衛家へ持参している。また、この時に薩摩に帰国後、得意な絵

柄で二枚屏風一双を進上するように指示される。この間、廣橋殿からは礼状が届き、三夕和歌や目録を拝領する。四日には、並河長兵衛へ絵と思われるものを書き与えている。

八日には近衛家へ参上し、関白から言葉をかけられ、白銀十枚、真綿十把を拝領する。元春、権八も白銀五枚ずつを賜る。この時、近衛公の御座には探元が先年描いた山水図二枚屏風が飾られていた。また、周囲の襖は白張りのままであり、近衛殿はこれにも探元に描かせようと考えられていたが、探元が余りにも多忙なために遠慮されたとの話を間接的に聞いている。

翌九日には、准后様好みの臨写物、その他を河原別業に持参している。また、十日にも准后様御用の絵を制作し、十一日に河原別業に持参し、餞別の目録を拝領している。十三日には、京都における最後の制作と思われる四条大雲院から三幅対を依頼され、制作を行い挽茶や金子の目録を拝領し、翌十四日には絵書所の片付けを行い、帰国に備えている。

※四月になると探元の帰国についても、その日程が検討されているようで慌ただしい様子が感じられる。帰国後にも二枚の屏風を描いて献上するように指示され、白銀や真綿などの褒美も頂戴している。関白と面談の折りには、御座に探元筆の山水図二枚屏風が飾られているが、これは今回の上京中に制作したものではなく、以前の制作にかかると思われる。

探元は十七日に京都を出発するが、十三日には四条大雲寺から三幅対を依頼されており、最後まで制作に携わっていたようである。絵の制作については、屏風などの大作には多くの日数をかけているようであるが、逆に短時間で制作できる作品もあるようである。

帰国の日程については、日記の記事からは知ることができないが、四月に入ると予定が立っていたと考えられ、近衛家をはじめとして挨拶を行っている。

制作した主な作品

日記の記事から読みとれる作品は、次のようにまとめることができるが、残念ながら作品の図柄や画題など詳しいことは知ることができない。()内は、日記から確認できる月日と動きである。

- ・近衛家御用屏風 (内容不明、十月二十二日から準備を始める)
- ・禁裏御用衝立 (十二月三日命ぜられ、十二月十三日内容について指示がある。二月十七日完成)
- ・上卿・職事への進上物二枚 (十二月十三日下書きを関白にお目にかける)
- ・近衛家御用寿の字福祿寿 (十二月十三日、二幅対の中尊に適すると伝えられる)
- ・院御所御用屏風 (十二月十六日命ぜられる。大徳寺の探幽屏風を参考にして加えるように指示される)
- ・桜本坊の大鍾馗 (十二月十九日依頼される)
- ・近衛家御用屏風 (花鳥一双、十二月二十八日下書きをお目にかける)
- ・院御所御用屏風 (金花鳥屏風、一月九日命ぜられる。三月六日完成、翌十日に禁裏へ届ける)
- ・近衛家御用屏風 (山水図屏風、一月十八日完成、翌日届ける)
- ・角之倉家三幅対模写 (二月五日、借用して模写)

菱屋四郎兵衛の富士布袋三幅対（二月二十八日約束する）

桜井三位殿の山水図（三月六日依頼される）

近衛家御用掛け物（三月十日以前に命ぜられたものは、ゆっくりでよ

い）

廣橋弁殿の唐花鳥一幅（三月十日約束する。既に一幅は差し上げてある。四月二日完成）

角之倉家雪舟巻物模写（三月十二日約束する）

中睦聖宅の董其昌慈母鳥自画賛模写（模写の制作時期不詳、三月十五日目にする）

近衛家御用朱書き鍾馗図（三月十五日絵絹が届く、閏三月五日制作）

近衛家御用三幅対（三月十六日制作にかかる、四月二日廣橋殿依頼のものと共に完成）

綾小路・八條両卿への進上物（三月二十日献上を命ぜられる。閏三月

八日完成）

木場源五兵衛のための作品（三月二十五日御用の序でに描く）

交野少納言の唐花唐鳥四幅（閏三月十日依頼される）

並河長兵衛のための作品（四月四日書き与える）

近衛家御用二枚屏風一双（四月六日薩摩へ帰国後納めるよう命ぜられる）

准后御用臨写もの（四月九日持参する）

准后御用の絵（四月十一日届ける）

四条大雲院の三幅対（四月十三日制作して渡す）

近衛家伝来の寿老人図

この作品（写真一）は、箱書に「法橋探元筆朝嗽寿老図」とある個人蔵の作品で、紙本墨画淡彩、本紙の大きさ一五六・二×八五・八センチ、全体の大きさ二三〇・五×一〇三・〇センチある。伝来ははっきりしないが、所蔵者は昔から島津家に伝来ないし、博物館施設に飾られていたと語っている。

ここでは、この作品が探元上京中の制作にかかり、大正時代初期まで近衛家の蔵品として伝来していたものであることを明らかにしてみたい。絵柄は遠景に雲がかすかにかかり、朱に塗られた旭日、中景に森、近景に金文字で壽字の書かれた巻紙を持つ寿老人が描かれる。落款は「薩陽大貳法橋探元」、印章は朱印方印「淨徳堂法淨」が捺される（写真二）。

この絵柄に類似する寿老人図を内山一観（一八二三～一九七七）が描いており、こちらは寿老人の持つ巻紙には「富壽」と書かれ、玄鹿を連れている（写真四・指宿白水館ギャラリー蔵）。紙本墨画淡彩、本紙の大きさ一〇〇・八×三五・四センチで、「淨雪軒一観老拙行年七十有三歳筆」の落款と白印方印「盛爾之印」及び朱印方印「淨雪一観」の印が押される。

このように「壽」の字を書いた巻物を手にする寿老人の絵が他に複数あるのか確認していないが、存在してもその例は少ないのではないかと考える。

この探元の作品は、大正七（一九一八）年六月五日に東京東西国の東京美術倶楽部で開催された近衛公爵御蔵器第壹回入札に、「四九 探元壽老」（竪 五尺一寸七分 巾二尺八寸三分）として白黒写真が掲載

されている（写真三）。現在に伝わる作品と比較すれば、絵の部分や落款・印影はもちろん表具裂の部分も写真で見ることができ、現状と同じものであることが確認できる。

さらにこの作品は、前述した「木村探元日記」の享保十九（一七三三）年十二月十三日の記事に見られる、「今日関白様へ御覧に備え候処二枚共に宜しく思し召し上げられ候、なかんずく寿の字福祿寿の図初めて御覧あそばされ候。兼ねて仰せ聞かれ置き候二幅対の中尊にしかるべく候間、その心得にて罷居り候様にと承知仕り候」の中の、「寿の字福祿寿の図」に相当するものと思われる。

ただ、探元が大貳法橋の呼び名を拝領するのは、享保廿年閏三月六日のことで、近衛公が掛け物に長銘を好まれ「薩陽大貳法橋探元」と初めて落款を書くのは、翌三月七日のことである。このことから、この作品は前年の末に完成し、すでに近衛家に差し上げていたが、改めて落款を入れたのは、この日以降であると考えられる。一般に言われることであるが、献上品である作品には落款を入れないこともあり、この例のように後日落款を入れる機会があるのは珍しいのではないかと考える。

なお、近衛家の売り立て目録に、この寿老人図が掲載されていること及び探元の日記の記載との関連については、早稲田大学齊藤全人氏が当館の探元作品を調査の際の情報による。筆者は以前、この寿老人を見た記憶があり、情報を得た後再度調査をする機会を得た。

おわりに

「木村探元日記」を読み解くことよって、旅日記として薩摩から京都までの経路・日数・交通手段、京都での交流人物（渡辺始興など）、

探元が訪ねた社寺・名所・旧跡、京都の年中行事、事あるごとのお礼の仕方、振る舞い料理の献立、床飾り、藩の世話役や近衛家・御所の人物、作品制作の過程、作品献上の様子、清書用の紙や絹地の準備、法橋叙任の手順などを知ることができる。

ここでは、探元が京都滞在中に制作した作品の全貌を明らかにすることを試みたが、作品の縮図が残っているわけでもなく、文章からのみでは、絵の内容までは確認するすべはなかった。残念ながら、制作された作品を制作順に近い順番で並べることしかなかった。

ただ、探元が近衛家のために制作したと思われる「寿老人図」を一点でも確認できたことは、他に近衛家に伝来する探元の作品を確認できない現状においては幸いであつたと思われる。

この小論をまとめる段階で、筆者の勤務する黎明館において第五〇回近世美術研究会（九州内の美術担当学芸員の研究会）が開催され概要を発表したが、この席においていくつかの指摘をいただいた。このことも生かして小論をまとめた。関係者の皆さんに感謝申し上げます。

（本館学芸専門員）

(写真一)



木村探元筆朝暾寿老図

(写真二)



同図の落款

(写真三)



近衛公爵御蔵器第壹回入札に掲載の「四九 探元 壽老」

(写真四)



参考作品 内山一観筆寿老人図（指宿白水館ギャラリー蔵）